

漁業経済学会 短 信

第41回大会案内号

シンポジウム案内

テーマ：「漁場利用体制の国際的動向」について

1. 公開漁場の現状と課題

東京水産大学 小野 征一郎

世界漁獲量の5～10%程度にとどまる公海漁場に
関わる議論が近来とみに盛んである。周知のように
最もセンセショナルに喧伝されたのは捕鯨であるが、
ストラドリリング・ストック（国際連合海洋法条約63
条：2つ以上の沿岸国のEEZ内、またEEZとそ
れをこえて隣接水域の双方に存在する魚種）、カツ
オ・マグロ（同64条：高度回遊性魚種）、サケ・マ
ス（同66条：溯河性魚種）、ビンナガ・イカ（大規
模流網）等が主要な対象とされている。後2者は一
おそらく捕鯨も一もはや過去の問題に属し、現実的
には前2者が日本にとり緊急課題である。

公海漁場の関連事項

- 91. 12 国連総会、公開大規模流網漁業を92年12月末
までにモラトリアムとすることを決議
- 92. 2 北太平洋さけ・ます新条約に日・米・加・露
が署名
- 3 ワシントン条約締約国際会議を京都で開催
（スウェーデン・大西洋のクロマグロの附属
書(1)記載を提案）
- 6 国際環境開発会議開催、「アジェンダ21」を

採択（公開漁業資源問題に関する国連主催の
政府間会議を開催する等）

- 93. 5 第45回国際捕鯨委員会を京都で開催
7 国連公開漁業会議
- 11 国連海洋法条約、1年後の発効が決定
- 94. 2 第10回ベーリング公海漁業関係国際会議、
「中央ベーリング海のスケソウ資源の保存管
理に関する条約（仮称）」に仮調印
ストラドリリング・ストックであるベーリング公海
のスケソウ資源について、米・露（沿岸国）と日・
中・韓・ポーランド（遠洋国）が最近ようやく合意
に達したが、その主要内容を下に掲げておく。95年
の推定資源量は167万トン未満と想定され、93・94
年の自主的操業停止が続くことになろう。科学的資
源論に立つ、地域国際機関による資源管理の先駆例
として政策的に評価されている。

- 1. 条約は沿岸国を含む4国以上が批准した日か
ら30日後に発効する（日本：早期批准の方針）。
- 2. 米・露200海里水域を含むアリューシャン海
盆全体のスケソウ資源量に対する科学技術委
員会の評価に基づいて、ベーリング公海の総

許容漁獲量 (TAC)・国別割当量を、原則として全締約国のコンセンサスにより決定する。

3. コンセンサスが得られない場合は以下の暫定的措置を定める。アリューシャン海盆のスケソウ資源量が167万トンを未満→TACゼロ、167～200万トン→TAC13万トン、200～250万トン、→TAC19万トン、250万トン→年次会議でTACを設定
4. 保存管理措置の実効性の確保：トランスポンダーの全船搭載ほか
5. 科学協力

80年代末葉のわが国の公海漁獲量は100万トンをこえ(最高は88年の163万トン)、スケソウ、カツオ・マグロ、イカが主要魚種であった。91年では69万トン、そのうち14万トンをしめるベーリングを除いた約50万トンが、カツオ・マグロ漁業を中心に公海漁場において漁獲されている。

公海資源は国際的に、人類の共有財産と見なされるようになり、いまや「無主物先占」、言い換えれば遠洋漁業国の早い者勝ち＝「独占」は許されない。世界でも数少ない遠洋漁業国・日本の主張はややもすればエコノミック・アニマル的に受けとめられ、しばしば国連・IWC・国際会議等において「多勢に無勢」の状況を招きやすい。多分に「勇み足」を含みながら、環境保護運動が漁業のウェイトの低い国をまき込み、以前の捕鯨・最近の大規模流網がその典型であるが、漁業のモラトリアムを実現させてきた。ここには世界的に見て、そもそも漁業依存度の高い国が少なく、更にその中でも公海漁業の従事国は一層少ないという事情が左右している。

水産物から動物性蛋白質の多くを摂取する日本は、国際的に例外的な存在であり往々にして孤立を免れがたい。しかしながら世界の人口増圧力の中で、食糧生産力を増加させるには陸上生産のみでは限界がある。海洋の豊かな生産力に着目しないわけにはいかない。そのためには漁業先進国としてのわが国が率先して、当世風に表現すれば「地球にやさしい漁業」を築きあげることが、公海漁業の漁業全般に

とっても不可欠の課題なのである。ハードとしての新たな漁業技術の確立と、ソフトとしての「持続的漁業」＝生産体制への取り組みが期待される。

2. ECの漁業管理の現状と課題

－フィッシュポンド政策の10年とその評価－

近畿大学 榎 彰徳

ECは、共通漁業政策(Common Fisheries Policy)具体化時の規定に従って、1980年代に実施した政策の成果と課題をレビューし、同時に向こう10年間の方向性と改善点を明らかにするための作業を、1991年から行っている。

この検討作業は、共通漁業政策の中で最も重要な漁業資源管理政策が具体化し、実施に移された1983年からの約束事ではあったが、①グリーンランドの脱退、②漁業国であるスペイン・ポルトガルの加盟、③東西ドイツの統合、④単一市場の成立(1993年)、⑤将来の政治・通貨統合(1999年)等のECをとりまく諸条件・諸環境の変化という外的要因と、この10年間のEC漁業の展開の中で、共通漁業政策の意図するものと現実とのズレ・矛盾が顕在化しつつあるという漁業内部の要因との関連でとらえるべきであろう。

EC共通漁業政策の主要な柱は、周知のように、市場政策・構造政策・資源管理政策・対外漁業政策の4つである。この中で、根幹となりそれ故に困難でかつ加盟国の利害が生じやすいのは、漁業資源管理政策である。そのことは、市場政策や構造政策が1970年から実施されているのに対して、漁業資源管理政策は、加盟国間の利害調整に10年余の時間を要し、1983年1月からようやく実施されたことから明らかである。

とまれ、ECの漁業資源管理対策の原理は、加盟国の200カイリ水域を統合して設定し、その中の水産資源の保存・管理・利用を統一的に行おうとするものであった。いわゆる「フィッシュポンド」の設定とクォータ(quota＝割り当て)システムによる漁業資源管理である。具体的には、ICESに北東大西洋水域主要魚種の資源評価とMSYの推定をしてもらい、そのMSYに基づいて北東大西洋水域全体

のTACを決め、EC加盟国と非加盟国との間でTACを分配し、加盟国に漁獲枠・クォータを配分し、加盟国は毎年のクォータに基づいて漁獲するというシステムである。

加盟国の漁民は、クォータを守りさえすれば、EC水域内のどこでも操業でき（free access）、どこへでも水揚げできる（free port）このシステムは、「EC加盟国の国民には、いかなる差別待遇もあってはならない」とするEC条約の理念に合致したものであり、同時に、科学的資源評価に基づく「地域的（広域的）水産資源共同管理・利用方式」は、沿岸国が単独で資源管理を行う200カイリ制度の限界を克服するものとして、水産資源研究者も高く評価したのである。

しかし、1983年からの10年間の現実には、①TAC科学的信頼性に対する疑問（analytical TAC < precautionary TAC）、②EC加盟国と非加盟国とのTAC分配の困難、③多種類を漁獲する漁業でのTAC適用の困難、④海上投棄魚の増大、⑤TACの上方修正、⑥操業・漁獲量の把握困難など、この資源管理システムの根本を揺るがしかねない幾つかの重大な問題を露呈している。さらに、資源管理政策と両輪の輪として進められている構造政策においても、漁船削減は各国とも計画通りには達成されていないという問題も明らかになっている。また、市場・価格政策においても、域外（主としてノルウェー・ポーランド・ロシア）からの水産物流入や域内での価格競争激化などから、十分な効果を上げておらず、フランス漁民の抗議行動が頻発している程である。

このような問題や矛盾の発生をもとに、一部ではECの共通漁業政策やその政策的支柱である資源管理政策そのものを否定的に評価する向きがある。確かに、科学的資源研究の未成熟に起因する管理手法の未発達や、構造政策・価格政策との不統一、漁業者の参加のない上からの漁業管理という問題があり、今後もかなりの試行錯誤が予想される。しかし、200カイリ制度への移行を契機に形成されたこの「地域的（広域的）共同資源管理体制＝漁場利用体制」は、「ポスト200カイリ」を展望する上でも、高く評価しなければならない。

ひるがえって日本の漁業管理政策を考えると、その思いはなおさらである。我が国では、ここ数年

来「資源管理型漁業」が提唱されて来たが、その対象とする所は極めて狭い地域の地先水面や内湾の特定資源に限られ、我が国が資源管理の責任を持つ200カイリ水域全般については、何らと言ってよいほど有効な施策が行われていない。東シナ海や黄海・日本海の場合は、漁業者の要望は強いものの200カイリの線引きすらもなされていない現実とは対照的である。

これまで、我々は“Common Agricultural Policy”を「共通農業政策」、そして“Common Fisheries Policy”を「共通漁業政策」と訳してきた。加盟国それぞれが、自国の農業や漁業の伝統、特色を持ち、矛盾を抱えながら、EC全体の理念にたって、共に責任を持って農業や漁業の在り方を追求するという点では、「共同農業政策」・「共同漁業政策」と訳すべきではないだろうか。

EC共同漁業政策の10年を振り返り、提起されている問題を整理しながら、苦悩する「地域的＝広域的共同資源管理体制」の実態を報告したい。

3. 東海・黄海の漁場利用と漁業管理

長崎大学 片岡千賀之

1. 東海・黄海は優良漁場であり、複数の沿岸国が操業しているにもかかわらず、200カイリ規制を敷いていない世界的にもマレな水域である。厳密にいうと北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）は200カイリ経済水域を設定しているが、その範囲は黄海の一部であり、日本の200カイリ漁業水域設定も東海・黄海に及んでいないし、これらの沿岸国には適用が除外されている。

東海・黄海の沿岸国が200カイリ規制を実施していないのは、主に領土問題や大陸棚主権に対する主張の違いや国家が分断され、国交のない国があることによる。国家間の利害の対立や社会体制の違いが漁業資源の利用と管理に深くかかわっているのである。

200カイリ体制は敷かれていないが、日本と中国、韓国との間には漁業協定が結ばれ（中国とは民間協定に始まり、国交が回復した1975年からは政府間協定となっている。韓国とは1965年に締結された）、

漁業枠組みが決められている。これらの漁業協定は、資源の保護、資源の合理的利用、操業秩序の維持を目的としており、主要な戦略目標は日本漁船の進出抑止にあっても、その協定ラインは同時に自国の漁業に対しても適用される。しかし、その他の沿岸国同士での漁業規制、中国、韓国、北朝鮮、台湾相互間の漁業協定、取り決めはない、と見られる。

2. 東海・黄海の漁場利用、沿岸国の漁業展開は、各国の経済発展や社会体制の変化によって大きく変わっている。台湾、北朝鮮はこれら水域での漁獲量は多くないので除外して、日本、中国、韓国について底魚漁獲量の推移を見ると、1970年は127万トンであったが、1980年には187万トンとなり、1990年には237万トンに達して、約20年間で2倍近くに増えている。うち、中国は最大の漁獲量を誇っているが、とくに社会体制を変革した1980年代の漁獲増加は目ざましく、1990年には全体の7割を占めるまでになった。韓国は1970年代に大幅にふえたが、その後低迷して1990年は66万トンである。日本は1970年の30万トンから減少の一途をたどり、1990年には8万トンにまで低下した。資源が減少し、漁獲の経済効率が低下してくると採算ラインの高い国が低い国によって敗退していく姿が如実に現れているが、中国でさえ資源の減少に直面して漁獲量の伸びが最近鈍化している。

3. 底魚で典型的に示されるように資源状態の悪化が進行している。中国では、漁獲努力量の増加と工業汚染により重要魚種での漁獲減少と生産資材の高騰で経済効率が低下し、「獲る漁業から育てる漁業」への移行が課題になっている。韓国では生産性の低下で漁民所得が低下し、不法操業の要因となり、漁場造成、種苗放流、漁場保全、不法操業の取締りの強化、漁獲努力量の削減が課題となっている。

また、韓国や中国漁船が漁場を拡大して沿岸漁業との間でさまざまなコンフリクトを生じている。とくに日本近海での韓国・中国漁船のトラブルが多発するようになった。かつて、日中・日韓の漁業協定は日本漁船の締め出しを主目的としたが、立場が逆転したことは明らかである。しかし、最近の事態は、資源状態の悪化によって動機づけられたという特徴をもっている。

4. 中国では漁業は成長産業であるが、中国の科

学者さらには行政担当者も沿岸・近海における乱獲を認め、水産司（水産庁）も近海（東海・黄海）の漁獲強度を漁船トン数の規制という形でコントロールすることを表明している（主要漁業は国や省の許可漁業となっている）。ただし、それは絶対量の削減ではなく、「安定成長」を目標としている。韓国も資源状態の悪化と日本近海での違反操業の多発に直面して、最近の漁業白書で「周辺国との共同管理体制の確立が切実に要求されている」と述べるまでになった。韓国だけの自助努力だけでは問題の解決にはならないことを表明したものである。日本は先に全国漁協大会で200カイリ水域の全面適用を決議したが、最近では全漁連が領土問題などを棚上げしてより現実的な「資源管理水域」の設定を提唱している。

このように資源の減少に対する認識が高まり、操業規制の強化や資源保護措置を講じ、日本と韓国は広域の「資源管理」を提唱するようになってきている。しかし、これら3者がこの問題で同じテーブルについての話し合いは実現しておらず、その認識や対応の程度もマチマチで、1992年の国連環境サミットでみられた利害の対立（南北問題）が潜在するし、「資源管理」だけでなくその利用配分、他の沿岸国を交えた協議、水産物貿易や漁業協力を含めた漁業管理のあり方など課題は山積している。

それでも、各国の利害が直接反映しないような科学者や技術者による資源評価といったレベルの話し合いが進みつつある。これら沿岸国は漁獲努力量の規制をしたことはあっても資源面から漁獲許容量の設定というアプローチをとった経験に乏しいから、楽観はできないが、期待される。また、そこにおける日本の果たすべき役割は大きなものがあるといえる。

4. 個別割当に基づく漁業管理

東海大学海洋学部 草川 恒紀

個別割当に基づく漁業管理とはTACの一定量あるいは一定割合を漁獲する権利を個別（漁業者別、漁船別、企業別）に割り当てることにより、資源を保存しつつ、漁業者間の漁獲競争をなくし、漁業から過剰漁獲能力を排除し、漁業の経済合理性を追求

しようとする管理手法である。この個別割当に基づく漁業管理はI QとI T Qに大別できるが、両者の違いは漁獲権の譲渡可能性(Transferability)である。

このような漁業管理手法が欧米で脚光を浴びているのは、200海里体制定着前後からの一般的な欧米の漁業管理制度、すなわち制限的ライセンス制などによる投入規制があろうとなかろうとT A Cによる産出規制下で漁業者が自己の収入を増やそうとオリンピック方式で漁獲競争をする制度、では過剰漁獲によるストックの減少・過剰漁獲能力の温存・漁業者の低収入という資源保存問題と社会・経済的問題に適切に対処できなかったからに他ならない。個別割当に基づく漁業管理は「制限されない漁業は利益を生み出さず」(Graham 1949)、「ミティゲートされない失敗」(Larkin 1991)を繰り返したことから、「共有の悲劇」(Hardin 1968)からの脱出を図ったものといえよう。

I QとI T Qなどの個別割当に基づく漁業管理の発想は特に新しいものではない。長谷川(1991)はGordonのM E Y理論(1953)にその理論的指摘がみられ、それをChristy(1973)が理論的に定式化したとしているし、Sissenwine and Mace(1992)もChristyの論文をあげ、Maloney and Pearce(1979)が経済理論的根拠を述べているとしている。さらにScott and Neher(1981)は「アクセスand/or漁獲の個別の排他的権利」を提案しており、1982年のカナダのKirbyとPearceのレポートは、このような漁業管理を強く政府に勧告している。

現在、I Qは多くのカナダの漁業、ノルウェーの沖合トロール漁業、英国・オランダ・アイルランド・デンマークの一部漁業などで導入されており、I T QはN Zとアイスランドで全面的に、カナダ・米国・オーストラリア・オランダなどで一部漁業に導入されている。またこのような手法は漁業管理に特有のものではなく、米国においては水利権などの天然資源の利用管理に、カナダでは多くの農産物の生産に適用されており、近年環境保護と関連して議論されているCO₂などの総排出量規制およびその売買可能排出権と同様の性格を持つものである。

個別割当に基づく漁業管理の長所を整理すると次のとおりであろう。

①T A C設定により産出が制限されるので資源管理上有効である。②過剰漁獲能力を排除するインセンティブが発生する。③T A C下での漁獲競争がなくなり、消耗的な資本装備をしようとせず、最も経済的な漁獲方法を選択して、できるだけ低い費用で漁獲を行おうとする。④危険な漁業条件を避けることができ、最も利益のあがるパターンで市場要求に沿って年間を通じて計画的に漁獲を行うことができる。⑤漁獲費用を引き下げ、漁獲物の品質を向上させる技術革新が促進される。⑥漁業の専門化が促進される。⑦割当保有の売買や賃貸を通じて、自己の漁獲能力を最適化することができる。⑧漁業への参入と撤退が譲渡性により確保される。⑨レントが発生し、それを資源レンタル料などの形で回収可能である。⑩漁獲割当の保有が財産権として認められるので、投資のための借入れが行いやすくなる。

以上の内、I T Q特有であるのは⑦、⑧、⑨、⑩であるが、その他の項目もI T Qにより一層促進されると考えられている。

しかし、I Qに対しては①海洋条件により自然変動の大きい短命浮魚魚種のT A C設定の困難性、②自己の漁獲収入を最大化するハイグレーディング、混獲取締を避けるためのディスカーディング、不正水揚・報告の発生とその取締費用の増大、などが指摘されており(Retting 1992、Anderson 1991)、さらにI T QはI Qよりも経済合理性においては優れているが、単なる漁獲権利を漁獲財産権に換えてしまい、①生業的漁業コミュニティ維持の困難性、②漁獲権利の集中、③レントの発生による地主小作制創出の危険性、④公共資源への財産権創出による社会的公平性への疑問、が指摘されている。(Copes 1986、Rettig 1992)。

従って、個別割当に基づく漁業管理の実際は、その国の漁業の構造や他の産業との相対的地位および政治・経済・社会的状況と深く関連して、譲渡性の受容を含むこれらの問題の程度とそれに対する処理の考え方により、次の選択肢で大きく異なり得るのである。

①全漁業に一律に採用するのか、魚種・漁業種類・漁船規模などにより一部の漁業に導入するのか。②対象は商業漁業のみか、遊漁や先住民の採捕を含むのか。③固定重量制か、またはT A Cの一定割合と

しての変動制か。④最初の割当方法（有料か無料か、割当の算定方法や基準）。⑤保有者の資格（保有の法的主体、外国人保有）。⑥保有期間（無期限か、期限付きか）。⑦保有の上限と下限。⑧水域や魚種（魚種グループ）による管理ユニットの規模。⑨間接的規制（漁期・漁区・漁具規制など）の採用程度。⑩取締り・監視方法と程度。⑪政府介入と自主的管理の程度。⑫譲渡性の制限（ITQのみ、地域や漁業種類による制限はあるか）。⑬発生するレントに対して資源レンタル料などの料金を徴収するのか、

徴収するとすればその目的とレベル（ITQのみ）。

また、このような手法導入の容易性は、他国との隔離性、主要漁獲魚種、漁業者数・漁船数、水揚港数にも深く関係している。

個別割当に基づく漁業管理に限らず、全ての漁業管理手法は漁業者自らの漁業管理への内部的インセンティブを如何に形成するか、漁業管理をとりまく外的環境である市民の権利、環境保全、市場の需要に如何に合致できるか、が最も重要である。

《会員動向》大阪府漁業史の編纂について

酒井 亮介

1993年6月から編纂に着手した『大阪府漁業史』は、編集企画の準備に一年近く費やしたが、ようやく準備もおわり、94年度一年の間、80人余の執筆者に協力していただけることになった。

大阪湾漁業の関係史料は、縄文以来の考古遺物も出土しており、中世になると関東地方に上方漁法が伝播し、対馬・五島諸島にも「佐野網」の名で進出、近世には漁業とその関連部門の発展があり、日本の漁業発展の一つの流れとして、その重要性は指摘されてきた。しかるに大阪湾周辺の漁業史がまだ編纂されておらず、研究もごく少数で、一部特定地域の漁業記録が刊行されているにすぎない。

一昨年から大阪府水産課の編纂準備に協力し、どうにか編集企画の見通しがたち、多数の研究者と水産行政関係者の協同作業で執筆できる段階まで来た。

本学会会員からは大島襄二編集委員長をはじめ、編集委員を含め多数の参加者があり、短い執筆期間であるが、総合的な調査、研究は後日のことにし、

史料の所在と歴史全般の概要が、今回の編纂事業で明らかになれば、これからの研究の手掛かりに成り得るだろう。

大阪湾漁業史の特徴は、摂津、河内、和泉地域が古代から政権都市の間近に存在する立地から、生産物の換金行為が、漁民や漁業関係者にとって直接可能であった。これは全国漁村の中でも特異な例で、また他地方より有利であったし、そのための交換手段が早くから発達していたことになる。

今回の漁業史の編集にあたって、単に漁法や漁船等産業史・技術史の視点だけでなく、食料生産や、他産業の発達を促進させる媒介となった肥料類等も含めた水産加工や市場等の商業形態にまで踏み込むことも考えている。

漁業史執筆者が、会員諸氏に史・資料・文献等の相談でお世話になることも多いが、よき漁業史の編纂のためご協力をお願いします。

《アジア水産学会北京大会のお知らせ》

アジア水産学会では、第4回大会を下記の要領で行います。参加ご希望の方は、アジア水産学会事務局までお問い合わせ下さい。

..... 記

日 時：平成7年10月16（月）～20日（金）
場 所：北京市国際会議場
参加料：380 US\$

内 容：一般発表（増養殖、利用加工、漁業、資源、経済）
シンポジウム（増養殖環境、漁業・増養殖の展望、漁業政策）
ワークショップ（アジアにおけるエビ養殖）
アジア水産学会事務局
〒108 東京都港区港南4-5-7 東京水産大学 隆島気付
☎03-3471-1251 (330) / FAX 03-3450-6992

《事務局からのお知らせ》

漁業経済学会第41回大会を奈良市の近畿大学にて、下記の要領で実施いたします。会員の皆様の積極的なご参加をお願い申し上げます。

1. 大会関係スケジュール

5月27日（金）

①「学会賞選考委員会」

日時；5月27日（金）13:30～15:00

場所；近畿大学農学部第1会議室（教室棟1階）

②「シンポジウム打ち合わせ」

日時；5月27日（金）15:30～17:00

場所；近畿大学農学部国際資源学科資料室
（研究棟2階）

③会計監査

会計監査は全国理事会の前、5月27日（金）15:30～を予定していますが榎先生の研究室（研究棟3階）をすでに確保しています。なお、詳細は会計・馬場氏から連絡させていただきます。

④「全国理事会」

日時；5月27日（金）18:00～20:30

場所；近畿大学農学部第1会議室（教室棟1階）

5月28日（土）

9:00～12:00 一般報告（207・208教室）

13:00～14:00 総会（同上）

14:00～17:00 一般報告（同上）

18:00～20:00 懇親会（大学の食堂を予定）

5月29日（日）

9:30～17:00 シンポジウム

会場（209教室）

2. 近畿大学（会場）案内

① 農学部国際資源管理学科（奈良市中町）

・国際水産経済研究室（0742-43-1511）

倉田氏：内線3553

榎氏：" 3558

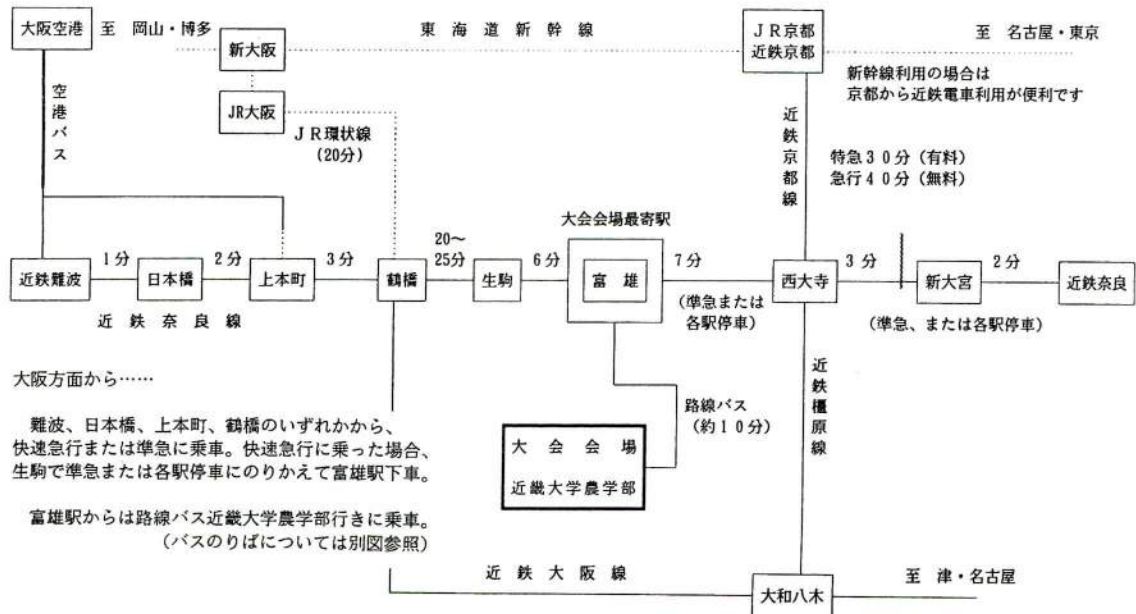
婁氏：" 3562

・アグリビジネス研究室

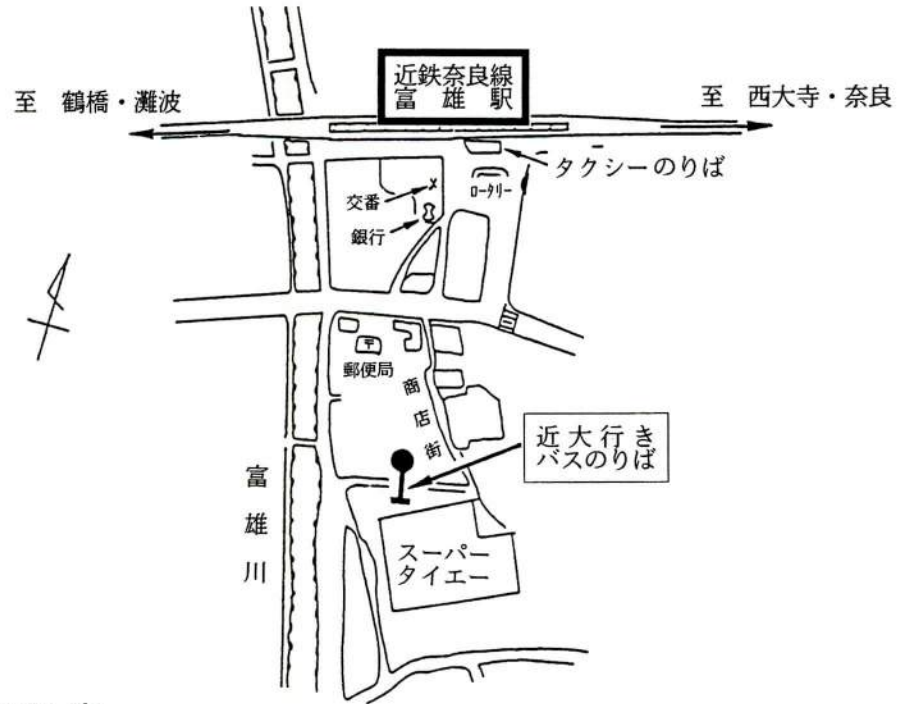
前潟氏：内線3566

② 交通案内図

大会会場交通案内図



③ 大会会場行きバスのりばの御案内（近鉄奈良線富雄駅下車）



バス時刻表

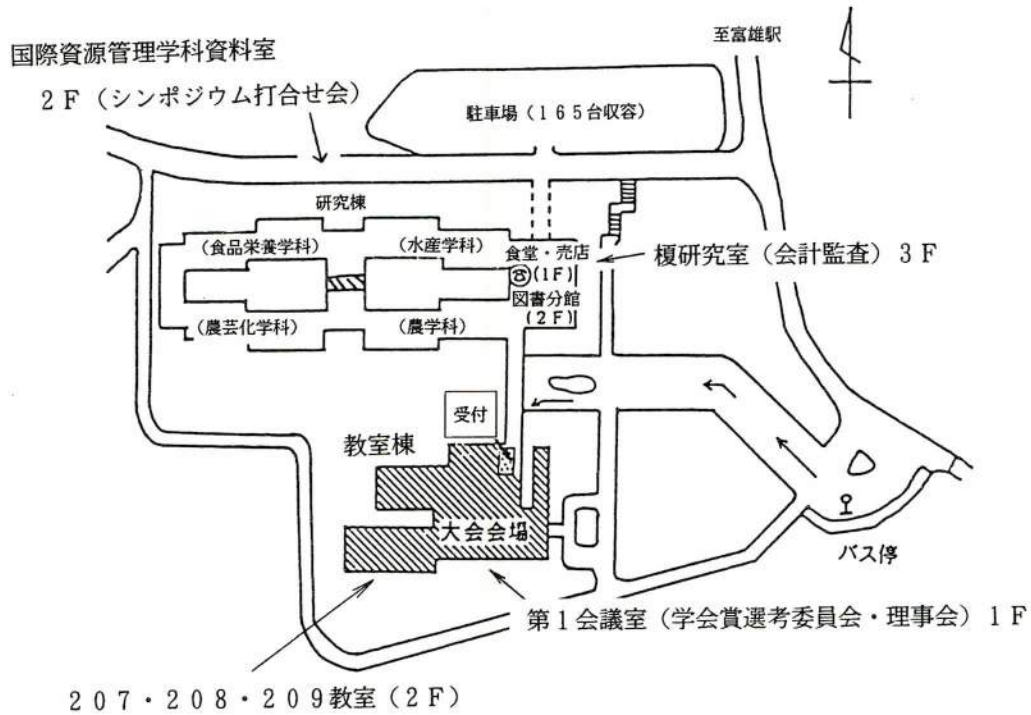
〔月曜日～金曜日用〕

〔土曜日用〕

時間	ダイエー富雄店北側発	近畿大学発	時間	ダイエー富雄店北側発	近畿大学発
7時	57		7時		
8時	13・26・28・42・43・51・53・59	14・25・38・55	8時	13・28・40・45・53	24・40・54
9時	12・21・37・43・45・58	05・25・55	9時	20・40・50	04・34・54
10時	00・09・11・16・18・28・30・38・50・58	35・45	10時	00・10・20	14・34
11時	20・37・57	08・35・55	11時	00	14
12時	12・20・29・37・48・57	15・25・35・45・55	12時	00・10・30・40	14・44
13時	20・50	05・15・35	13時	00	14
14時	20・29・57	05・35・40・45・55	14時	00	14・40・55
15時	19・36・58	05・15・35・45	15時	00・30	14・44
16時	12・37・50	15・20・25・35・45・55	16時	00・30	14・44
17時	07・20・40・50	05・20・35・55	17時	00・30	14・44
18時	20・40	00・05・15・25・40・55	18時	10・50	24
19時	12・52	15・33・40・53	19時	30	04・44
20時		05・15・35	20時		
21時		15	21時		
回数	53回	53回	回数	26回	24回

☆5月29日（日）のバス時刻は5月28日にお知らせします。

④ 近畿大学奈良学舎（農学部）案内図



⑤ 宿泊施設案内

地区	施設名	種別	TEL	料金
近鉄・新大宮	スリーエムH	ビジネスH	0742-33-5656	7,800円
〃	H. ニューたかつじ	〃	0742-34-5371	6,500円
近鉄・奈良	グリーンH. 馬酔木	〃	0742-26-7815	6,500円
〃	H. サンルート奈良	シティーH	0742-22-5151	9,000円
近鉄・難波	H. 南海なんば	ビジネスH	06-649-1521	8,000円
近鉄・千日前	朝日プラザH. 千日前	〃	06-211-1011	8,000円
近鉄・上本町	なにわ会館	公立学校共済	06-772-1441	7,500円

※ 参加者各自で手配して下さい。なお、上記以外にも新大宮駅周辺にビジネスホテル有り。

⑥ その他

- ・バスは日曜日、朝2本、夕方2本出る予定です。なお、富雄駅にはタクシー（片道1100円）が常時待機しています。
- ・大学内の案内は教室棟入口の守衛室にてお問い合わせ下さい。
- ・昼食については、5月28日（土）は学内の食堂を利用できます。5月29日（日）は事務局、現地事務局で弁当手配を予定しています。
- ・5月29日（日）、シンポ終了を17時に予定しています。鹿児島・函館等の会員で帰路飛行機を利用される方は最終便に間に合わないようです。ご考慮下さい。

◎ 大会に参加される方は同封しました「大会参加票」に事前記入の上、受付時事務局にお渡し下さい。

◎ 大会参加費は2,000円です。

目 次

公開漁場の現状と課題 東京水産大学 小野 征一郎	1
ECの漁業管理の現状と課題 －フィッシュポンド政策の10年とその評価－ 近畿大学 榎 彰徳	2
東海・黄海の漁場利用と漁業管理 長崎大学 片岡千賀之	3
個別割当に基づく漁業管理 東海大学海洋学部 草川 恒紀	4
会員動向	6
事務局からのお知らせ	7

学会短信 No. 7 2

1994. 4

事務局

〒108 東京都港区港南4-5-7

東京水産大学内

電話 03-3471-1251 内398